

非営利法人制度比較表（税関係）

	一般社団法人・一般財団法人		公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)
税法上の 区分	普通法人 (非営利型法人以外)	非営利型法人		
要件等	非営利型法人以外の 一般法人	①非営利性が徹底された法人 ・剰余金の分配なし（定款） ・解散時残余財産を公共、公益的団体に贈与すること（定款） ・上記の定款違反行為がない ・親族等である理事数1/3以下 ②公益的活動を目的とする法人 ・会員に共通する利益を図る活動を主たる目的 ・定款等に会費の定め ・主たる事業で収益事業を行わない ・特定個人・団体への剰余金分配なし（定款） ・特定個人・団体への解散時残余財産の帰属の定めなし（定款） ・特定個人・団体への特別の利益を与えた実績なし ・親族等である理事数1/3以下	・公益目的事業（23項目の事業で不特定多数の者の利益増進に寄与）を行うことを主な目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、行政庁から公益認定を受けたもの ・公益認定基準（法5条18項目）	・特定非営利活動（20項目の活動で不特定多数のものの利益増進に寄与）を行うことを主な目的とすること 【認定NPO法人】 ※有効期間5年間（更新あり） ・PST要件の基準の達成 ・公益的活動割合50%未満 ・適切な運営組織、経理 ・適正な事業活動内容 ・適切な情報公開 ・法令違反等の事実がない ・設立から1年超経過、2事業年度終了 【特例認定NPO法人】 ※有効期間3年間（更新なし） ・PST要件の基準の達成を除き認定NPO法人と同じ
法人税	・すべての所得に課税 ・法人税率23.2%	・収益事業による所得に課税 ・法人税率23.2%（所得800万円以下は19%）	・公益目的事業以外の収益事業による所得に課税 ・法人税率23.2%（所得800万円以下は19%）	・収益事業による所得に課税 ・法人税率23.2%（所得800万円以下は15%）
地方法人税	平成29年度から、基準法人税額×10.3%を法人税と同時期に申告・納付			
法人県民税等	○法人県民税均等割 年額21,000円 ○法人市町民税均等割 年額50,000円 ○法人県（市町）民税法人税割、事業税は、すべての所得に課税	○法人県民税均等割 年額21,000円 ○法人市町民税均等割 年額50,000円 ○法人県（市町）民税法人税割、事業税は、収益事業による所得に課税	○法人県民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額21,000円 ○法人市町民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額50,000円 ○法人県（市町）民税法人税割、事業税は、公益目的事業以外の収益事業による所得に課税	○法人県民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額21,000円 ○法人市町民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額50,000円 ○法人県（市町）民税法人税割、事業税は、収益事業による所得に課税
登録免許税	課税対象 ○主たる事務所の所在地 ・設立登記は6万円 ・役員変更登記は1万円 ○従たる事務所の所在地 ・設立登記は9千円		非課税	非課税
みなし寄附金	適用なし		適用あり （収益事業に属する資産から、公益目的事業のために支出した金額を寄附金とみなす） 損金算入限度額＝公益目的事業の実施に必要な金額又は所得の50%のいずれか多い額	適用なし ※認定NPO法人のみ適用あり （収益事業に属する資産から、収益事業以外の事業のために支出した金額を寄附金とみなす） 損金算入限度額＝所得の50%又は200万円のいずれか多い額
寄附を行った者に係る税制	○個人が寄附した場合 ・寄附金控除なし ○法人が寄附した場合 ・一般寄附金の損金算入限度額（所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%）×0.25		○個人が寄附した場合 ・寄附金控除なし ○法人が寄附した場合 ・一般寄附金の損金算入限度額 【公益社団法人・公益財団法人・認定（特例認定）NPO法人】 ○個人が寄附した場合 ・所得税「寄附金額-2,000円」を所得金額から控除（寄附金控除（所得控除）：寄附者の所得金額の40%を限度）又は「（寄附金額-2,000円）×40%」を所得税額から控除（寄附金特別控除（税額控除）：寄附者の所得金額の40%、所得税額の25%を限度）のいずれかを選択（一定要件あり） ・県市町民税 県又は市町の指定された法人への寄附に対し、控除（寄附金額-2,000円）×税率（県4%、一般市町6%）（寄附金額-2,000円）×税率（県2%、指定都市8%） ・相続税、譲渡所得等の非課税（特例認定NPO法人を除く）（公益目的事業の用に供する財産、相続財産を寄附した場合） ○法人が寄附した場合 - 一般寄附金の損金算入限度額に加え別枠の限度額あり（所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%）×0.5）	

*詳細は、課税機関（税務署、県財務事務所、市町税務担当課）にお問い合わせください